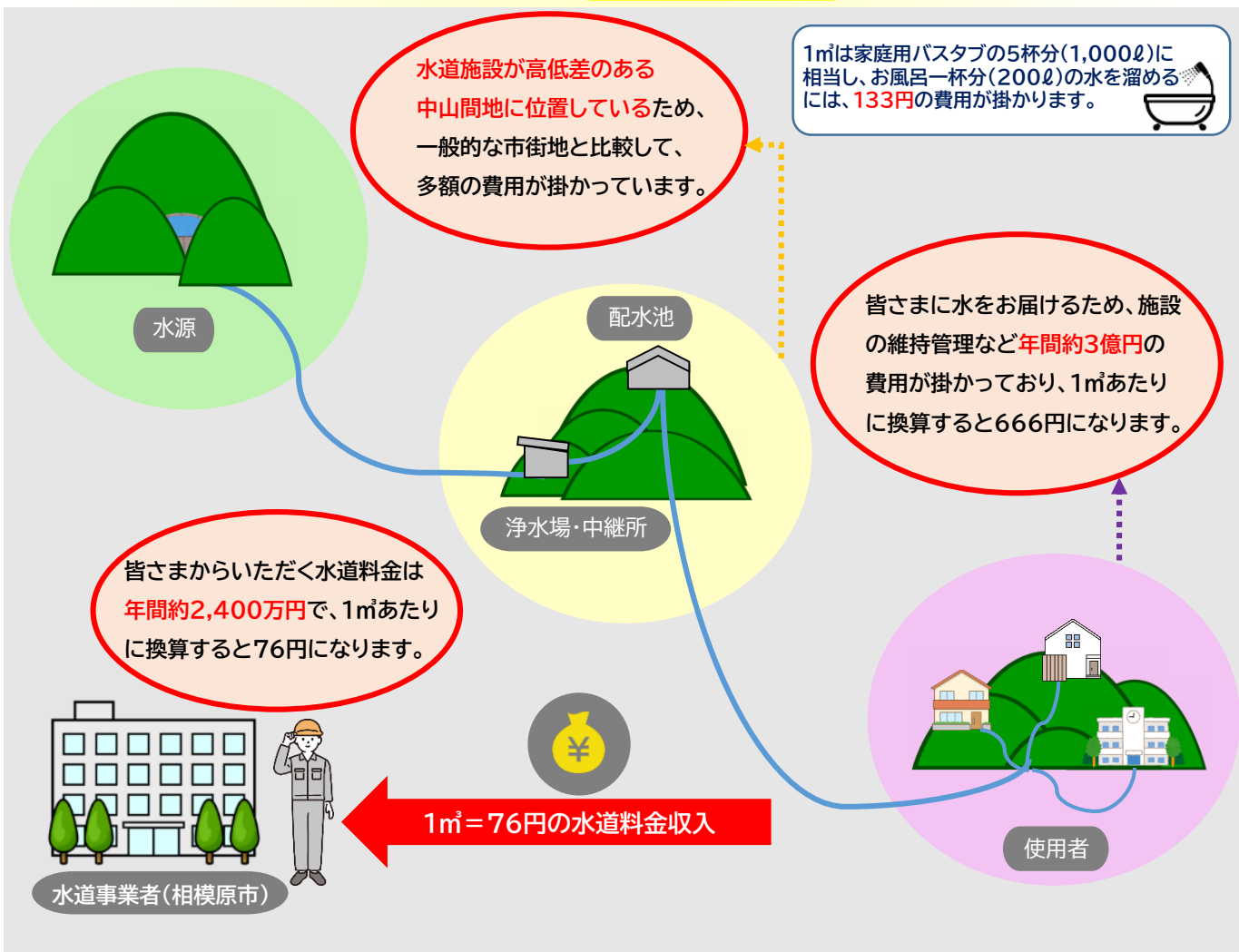


# 簡易水道たより

簡易水道とは…給水人口が101人～5000人の水道事業になります

安心・安全な水 を  
 皆さまにお届けするためには… (1m<sup>3</sup>あたり)  
**666円**の費用が必要です。



### ●水道の供給コストと料金●



水道水をお届けするためにかかる費用が**666円/m<sup>3</sup>**に  
 対して、皆さまからお支払いいただく水道料金が**76円/m<sup>3</sup>**  
 と、**1m<sup>3</sup>あたり590円の赤字**となっています。

これは2か月で30m<sup>3</sup>の水を使用している世帯へ水道水  
 を供給した場合、**1か月で8,850円の赤字が発生している**  
 ことになり、赤字額は市からの負担で補っている状況です。

# 簡易水道と県営水道との料金体系の統一について

## 相模原市簡易水道事業審議会からの答申

学識経験者や関係機関、地域住民などで構成された相模原市簡易水道事業審議会において、簡易水道事業の経営の健全化に向けた経営のあり方について議論されています。そして、**収入の確保**に向けた取組などについて答申を受けており、**料金体系の見直し**が必須となっています。



◀ 現地視察の様子

## 簡易水道事業審議会から市への答申の内容(抜粋)

### ① 取り組むべき方策の優先順位

早期に取り組むべき方策

**(ア)アセットマネジメントの推進** ※  
※中長期的な視点で効果的に施設を管理・運営する活動

(イ)経営戦略の策定 **対応済**  
令和5年3月策定

(ウ)地域水道ビジョンの中間見直し **対応済**  
令和4年3月見直し

(エ)施設耐震化計画の策定 **対応済**  
令和5年3月策定

今後に継続的・段階的に取り組むべき方策

(オ)広域化の段階的取組

(カ)維持管理体制の強化

(キ)業務継続計画(BCP)の策定 **対応済**  
令和5年3月策定

### ② 取り組むべき方策の具体的内容・手段

#### アセットマネジメントの推進 (収入の確保)

- ◇可能な限り効率的な経営を行っても不足する経費は公費(税金)で負担
- ◇料金体系は、**従量制に統一**、市民の料金格差の解消を図る観点から**神奈川県営水道と同水準**
- ◇特例措置として、**概ね5年間の激変緩和措置**、従量制移行の課題となる漏水の解消に向けた実態把握や水使用の適正化に向けた啓発などの取組
- ◇料金改定にあたっては、使用者の理解が得られるよう地域に丁寧に説明し、必要性やプロセスを共有

## 神奈川県営水道の料金改定について

神奈川県営水道では、全国的に見ても安い水道料金を維持してきましたが、料金収入の減少により財政収支の悪化が見込まれることから、**令和6年度秋に水道料金の値上げ**を検討しています。料金改定により、料金体系を水道の使用用途に応じて基本料金を設定する用途別料金から**水道メーターの口径(サイズ)ごとに基本料金等を設定する口径別料金へ移行**します。これまでは業務用と比較して、生活用水として用いる一般家庭(家事用)を優遇した安価な料金体系となっていました。負担の公平性などの観点から**受益の度合い(水道の供給を受ける量)に応じて負担を求める料金制度**へと見直されます。

### 県営水道の料金改定の概要 (神奈川県営水道事業審議会からの答申内容)

料金水準	・水道料金を従来から25%値上げ
料金体系	・用途別料金体系から口径別料金体系への転換
基本水量	・水道管の口径に見合う基本水量を設定 ・口径別に基本料金を設定



#### 口径別料金体系について

水道管の大きさ	20mm	25mm	40mm	75mm
基本料金	¥	¥	¥	¥

水道管の大きさに比例して基本料金が上がります。これは水道管が大きいほど、一度に水を多く使用できる分、水道施設への負荷が大きくなり、維持管理など必要な費用を負担していただくためです。

## 料金体系の統一の内容

簡易水道事業審議会からの答申に基づき、料金体系を県営水道の新料金体系と統一した場合、水道料金は下表のとおりとなります。**なお、県の審議状況などにより変更となる場合があります。**

### 改定後の水道料金(2か月・税込) (口径13mm~25mm)

(注)改定後の水道料金は、神奈川県営水道事業審議会からの答申に基づいた試算結果です。

使用量	10m <sup>3</sup>			20m <sup>3</sup>			20m <sup>3</sup>			40m <sup>3</sup>			50m <sup>3</sup>		
	現行	改定	差額	現行	改定	差額	現行	改定	差額	現行	改定	差額	現行	改定	差額
青根	3,520	1,298	-1,298	3,520	1,298	-643	3,520		+996	3,520		+2,734	3,520		+5,165
藤野	2,096	2,222	+126	2,642	2,877	+235	4,006	4,516	+510	5,370	6,254	+884	6,734	8,685	+1,951
県水	1,562		+660	2,125		+752	3,533		+983	5,018		+1,236	6,910		+1,775

使用量	60m <sup>3</sup>			70m <sup>3</sup>			80m <sup>3</sup>			90m <sup>3</sup>			100m <sup>3</sup>		
	現行	改定	差額	現行	改定	差額	現行	改定	差額	現行	改定	差額	現行	改定	差額
青根	3,520		+7,596	3,520		+10,588	3,520		+13,580	3,520		+16,572	3,520		+19,564
藤野	8,098	11,116	+3,018	9,462	14,108	+4,646	10,826	17,100	+6,274	12,190	20,092	+7,902	13,554	23,084	+9,530
県水	8,802		+2,314	11,409		+2,699	14,016		+3,084	16,623		+3,469	19,230		+3,854

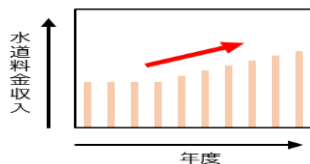
**1 使用量が少ない世帯は負担減になります**  
青根地区では、**実際に使用した水量に応じて料金が算定される従量制に移行**することで、2か月の使用量が23m<sup>3</sup>までの場合には、**現在よりも料金が安くなります。**

**2 使用量に応じて値上げ幅が変動します**  
**使用量が少ないほど、値上げ幅を抑えた料金体系**です。例えば、2人世帯の平均的な使用量30m<sup>3</sup>の場合、青根・藤野地区ともに現在の料金からの**値上げ幅は1,000円以下**になります。

## 料金体系の統一による効果

### ✓ 料金収入の増収に伴い、経営の健全性が向上します

料金収入が現在の2,432万円(令和4年度決算)から7,627万円に増収することが見込まれ、大幅な収支改善は難しいですが、赤字幅を削減することができます。また、市から補助額(税金)を5,195万円削減することができます。



### ✓ 将来に向けた取り組みを進めていきます

経営状況が改善されることで、将来にわたり皆さまに安心して水道をご利用いただくための水道施設の更新や改修などに必要なお金を確保することができます。



## 今後について

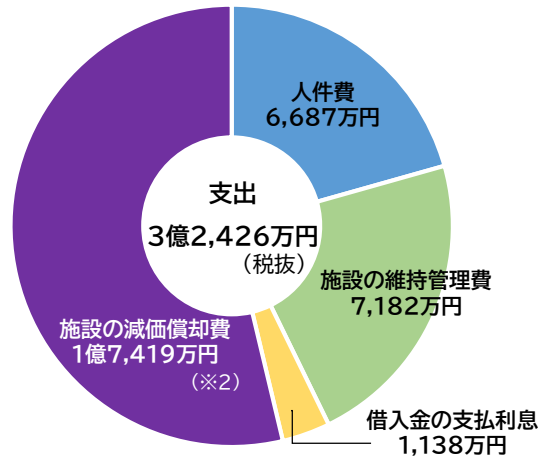
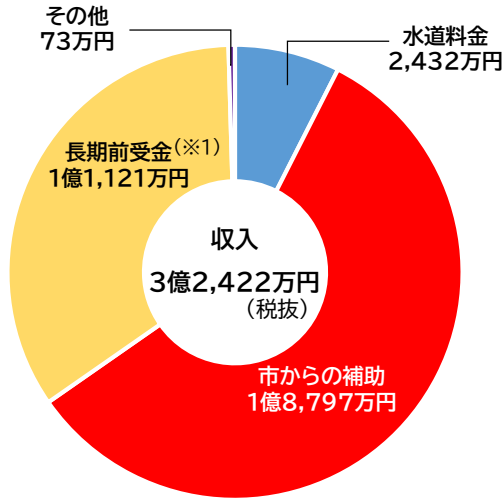
現在、県営水道では令和6年度秋の料金改定に向けて、県議会などで審議されている状況です。本市簡易水道については、料金体系を県営水道と統一するため、引き続き県営水道の動向を注視しながら、統一する時期などについて検討していきます。

なお、これまでの簡易水道事業審議会の答申や議事録の内容は相模原市HPからご覧いただけます。



▲相模原市HP

## 令和4年度 簡易水道事業会計決算についてお知らせします



(※1) 過去に取得した資産の価値を耐用年数で配分する会計上の利益

(※2) 長期に使用する施設などの価値の減少分を1年ごとに費用化したもの

決算の詳細内容は相模原市HPで公表しています。

水道料金の収入が前年度から130万円増加しましたが、依然として、これだけでは必要な支出を賄うことができず、市から1億8,797万円の補助(税金)を受けて、赤字を補填している状況です。(千円単位以下を四捨五入しているため、総額と内訳額が一致しない場合があります。)



## 引っ越しや長期不在により水道を使用しない場合は 使用休止の届出をお忘れなく！

引っ越しや長期不在などにより水道の使用をされない場合は、使用休止届を提出してください。**使用休止の届出がない場合は、水道を使用していなくても基本料金が発生します**ので、ご注意ください。また、世帯主の方や建物の所有者が変更となった場合には、所有者等変更届が必要となります。



届出書



身分証明書のコピー

給水装置使用開始(休止・廃止)届出書と届出人の身分証明書のコピーをご用意の上、郵送でご提出ください。



《送付先》

〒252-5172 相模原市緑区中野633  
相模原市役所 津久井土木事務所 簡易水道班

※窓口でも直接書類をご提出いただけます。

届出書は相模原市HPからダウンロードできるほか、お電話でお申し出いただければ、お客様のご自宅へ郵送いたします。

- ・届出をせずに転居した場合は、お客様に不利な取り扱いとなる場合があります。
- ・水道の使用を再開する場合は、1週間前までに使用開始の届出を行ってください。



【編集・発行】相模原市 津久井土木事務所簡易水道班

〒252-5172 相模原市緑区中野633 津久井総合事務所別館2階  
TEL 042-780-8210 FAX 042-780-1481



相模原市HPでバックナンバーをご覧ください。